



ヘイトハラスメント裁判を 支える会 会報 Vol.7

発行
2017年6月29日

事務局 〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27NPO 法人多民族共生人権教育センター内
TEL:06(6715)6600 FAX:06(6715)0153 E-mail: info@taminzoku.com
WEB:<http://moonkh.wixsite.com/hateharassment>



<https://www.facebook.com/HateHarassment>



@HateHarassment

署名活動へのご協力ありがとうございました 第1次集約を提出しました

宮前綾子（事務局）



3月26日、南海岸和田駅前でおこなった街頭署名活動

ヘイトハラスメント裁判をご支援くださっている方、関心を寄せてくださっている方、応援ありがとうございます。

2017年3月から始まり現在も進行中の活動ですが、皆さまのご協力のおかげで1万6千筆を超える署名（第1次集約）が集まっ

ています。署名という形で表していただいた皆様のお気持ち（第1次集約分）を、6月29日に裁判所に届けていきたいと思っています。当初はどれぐらいの署名を集めることができるのか…、と手探りの中での取組みでしたが、このようにたくさんの署名を集めることができましたことを、会報の場を借りて御礼申し上げます。署名活動は今後も継続していきます。まだまだ皆さまのお力が必要ですので、引き続きのご支援よろしくお願ひいたします。

「いま思うこと」

原告から会社の中でのしんどい状況を聞く機会が増えた2014年。「実際に配付されているものを見てほしいねん」と、資料とDVDをもらいました。資料は、戦争賛美と朝鮮人への偏見と悪意がまぶされたもので、これが職場で、しかも力を持つ立場からの発信だという事実と、もし自分の職場でこんなことが行われたら…と考えると怖くて、気持ちが悪くなったのを覚えています。資料は自宅で保管していましたが、資料を配付された側への想像力もなく自分の“よかれ”を垂れ流す無邪気な悪意に浸食されていくような気持ち悪さに耐えられなくて結局処分してしまいました。そんな大げさな、と思われるかもしれないけど、それがその時の正直な気持ちでした。

そんな時期に、自分の子どもと話していて重なるなあと感じることがありました。思ったら一直線の我が子。“よかれ”や“自分の正しさ”で友だちに対して起こしたアクションで、相手に嫌がられてケンカになるということが時折あります。「いいと思ってんもん」という子に、「いくら“よかれ”でも相手には嫌なことだったらそれは押しつけになるし、相手にとっては“暴力”に

なるんだよ」と伝えた時のことです。

原告から時折聞く会社の福利厚生や、社員の家族にまでの配慮はとても細やかです。そんな社員の幸せのために様々な仕組みを持つ会社で、会社のやっていることは私を幸せにしていないからやめてほしい、という原告の訴えは否定されたままです。

原告の置かれている状況は、私たちと地続きだと思っています。会社の上層部からの意志ということでNOと言い難い状況をつくられ、会社が非常に息苦しく居心地の悪い場になっていくことはどこの職場でも往々にしてあることです。

人それぞれの“よかれ”は違うけど、相手にやめてほしいと言われたら居直るのではなく、傷つけたことにごめんねと言える、そんなお互いを尊重しあった社会の方がきっと生き心地がいいはず。原告が起こしてくれたアクションは、「私は行動起こしたで。で、あんたらはどっちに行きたいんや？」と問いかけているように感じています。

原告だけでなく、私たち一人ひとりが生き心地のよく暮らしていける社会にするためには、原告以外のたくさんの人の力こそが必要です。原告の為だけでなく、私がこの社会で生き心地よく暮らしていくためにもこの裁判に取り組みたいと思います。

第6回口頭弁論期日報告

弁護士 南部 秀一郎



支援者集会壇上の弁護団

この原稿では、2017年3月9日に行われた第6回口頭弁論期日について、当該期日に提出された被告フジ住宅株式会社、被告今井会長の書面の内容をご報告します。

第5回口頭弁論期日までに、原告側からは訴状以降第9準備書面までを提出しました。この中には会社が配布していた大量の文書の整理も含みますが、原告が主張するヘイトハラスメントの内容及びそれが原告の会社内における人格権を侵害することを、ある書面では日本における在日コリアンの歴史からヘイトスピーチに至る流れを説き起こす、ある書面では社内の文書配布による、強制の仕組みを文書の引用により明らかにするなどして主張した

ものです。一方で、被告からは今まで明確な主張・反論は為されてきませんでした。そして、この第6回口頭弁論を迎えて、やつと被告から反論・主張がなされることになっていました。

しかし、その反論は短く、原告の主張と比較して内容の薄いものでした。

まず、会社からの主張で最初に述べられた反論、それを端的にまとめると、原告の主張は「レッテル貼り」というものです。この用語はそのまま書面にそのまま書かれています。内容としては、ヘイトスピーチというものはその定義が確立されておらず、その状況で、「ヘイトスピーチ」であるとレッテルを貼って主張を行うと表現行為が萎縮してしまうと述べられています。しかし、このような主張に続けて被告会社は、法律及び大阪府条例を引用して、配布文書にある表現はこれらの法規におけるヘイトスピーチではないと述べています。また、京都朝鮮学校事件の判例を引用して、怒声を次々と間断なく浴び掛けさせる等して攻撃した示威活動である京都朝鮮学校の事案と本件とでは、事例が違うと述べています。

次に、原告の職場でのハラスメント被害による人格権侵害の主張についても、定義が確立されていないと主張しています、一方でハラスメントについて会社は、当該行為者が違法な行為を行った場合にのみ対応しなければならないと一方的に定義して、会長の行為が違法ではないので、会社にも違法性はないとしています。なお、最後には会社の方針として、社員に対し何らの強制も行わないことになっているとも述べています。

次に会長からの反論をまとめます。まず、その最初の項目で会長は、「私企業での資料配付行為は民間会社において個人で行っ

た情報発信なので、名誉毀損にもプライバシー侵害にもあたらぬいなら違法とされる根拠はない」と主張しています。そして、それが訴訟で違法評価がされることになるのは「私的行為への不当な権力介入」であると述べています。さらに、努力により一定の社会的地位を獲得した特定の人物が、その立場や率いている団体などを活用して、世の中に貴重な情報や意見をできるだけ広く伝えること自体、非難されるべき事ではないとも述べています。

続けて会長は、原告の主張は「『自分が受け入れがたい思想や歴史認識が社内で自分の目に触れると不愉快であるので停止するべき』という主張であると受け止めざるを得ない」と非難します。その後も、「教科書アンケートの呼びかけは国民の意思を公教育に適切に反映させる手段に参加させるものである」、「自国の良さを言葉で伝えることまで、ヘイトスピーチとして非難されるのは恐ろしい事態」、「(在日特権を述べた文書の配布について) 不正確な内容の資料を配付することが即違法となるものではない」「(会社の配付資料の一部に) ヘイトスピーチはあるが資料の些末な部分」等と続きます。

そして、配布文書は韓国に対する具体的な情報提供や意見論評に過ぎないとし、原告の主張は、「自由に情報を流通させ、広く意見表明を許容し、国民の知る権利をも充足するという表現の自由の意義を全く無視した、言論弾圧にも等しい内容である。」とまとめています。

最初に私は、被告の反論は短く、内容が薄いと書きました。上記記述を読まれた読者の方は多くの意見を持たれたと思います。次回期日では、原告側からさらなる主張の理論的整理を行います。

会社の表明にビックリ!

原告

2015年12月28日、日韓の外相会談で結ばれた、日本軍「慰安婦」問題に関する日韓「合意」の前から、全従業員に向け配布された多くの資料。その中には国家の正義のもと、310万の日本人犠牲者、2000万といわれるアジアの犠牲者を生んだ先の戦争下において「慰安婦」にされ、真摯な謝罪も名誉の回復もないままの戦「後」を強いられた女性たちへの「高級娼婦」「売春婦」といった蔑みと攻撃。・・・大量だった。

物言えず、片隅に追いやられてきた彼女たちへの憎悪や蔑視を煽る「立派な」人の文章や出版物。普及への会長の意気込みと資金（寄付等）の流れが伝わるものだった。

そして今、会社が表明した文章には、日韓「合意」を持ち出して慰安婦像設置の動きに対して「在日」の私に何かを迫ってくる。私は『日本』も他のどの国も背負えない。ただちゃんと働きたい。正直、格好良く「國家？」を背負え！という立派な人（達）を怖いと思う。

今回から、会社での配布物が会報で紹介される。私は本意でないまま、展示会に参加した。その事実は消せない・・・。本意でない人も、ただ力関係を忖度した結果のものも含まれる。人は弱い。忘れないでほしい。かつての戦争がそうして成り立ったように。自覚と自戒・自制を持たない権力は、足枷がないと、ただただ恐怖だ。

フジ住宅がおこなった資料配付はヘイトスピーチである

文公輝（事務局）

6月29日の第7回口頭弁論期日では、原告側より被告らがおこなった資料配付行為について、それらがヘイトスピーチであり、原告の人格権を侵害する違法行為であることを主張するための準備書面を提出します。

本稿では準備書面に掲載した被告らの配付資料の一部を紹介します。なお、紹介する資料には、明らかな攻撃的、侮辱的な人種差別表現が多数含まれます。本稿掲載の趣旨をご理解のうえ、何とぞご了承ください。また、本稿の内容はあくまでも筆者の個人的な見解を反映したものであり、原告、あるいは弁護団の見解とも異なる可能性があるものであることをあらかじめお断りしておきます。

被告らによるHP上の主張

被告・フジ住宅株式会社（以下、「フジ」と言います。）は、4月にホームページ上で「訴訟に関する弊社の考え方と原告支援団体の主張に対する反論」と題した、同社、代表取締役会長・今井光郎氏（以下、「会長」と言います。）、代表取締役社長・宮脇宜綱（以下、「社長」と言います。）氏の連名による文書を掲載しました（<https://www.fuji-jutaku.co.jp/blog/>）。同じ文書は、同社Facebookページにも投稿されています。この文書中では、フジが配布した資料、書籍について「道徳や歴史認識に関するもの」であると定義し、その上で（1）読むことを強制したものではない、（2）配付資料の多くは書籍として公刊あるいはWEB上で公開されているものである、この2点を理由に違法性について否定しています。同時に、「ヘイトスピーチ」「人種差別」「パワーハラスメント」

の事実は一切ないと、原告側の主張を全面的に否認した内容です。

また、6月16日には同ブログに「もしも弊社が当訴訟で負ければ、『中韓等、外国の国家、あるいはその国民性を批判する内容が含まれる、広く書店で市販されており、誰でもすぐに買う事ができる書物を、①読む事を強制せず、かつ、②受け取る事も強制せずに、参考までに社員に広く配布しただけで』それは『ヘイト行為』であるとされ、私企業の運営に國家が介入して、我が国の言論、出版の自由を大きく侵害する判決になる事が予想されます。また、現在書店に並んでいる多くの優れた書籍が、『ヘイト書籍』とされ、『出版停止』となる事にまでそれは繋がっています。」等と記した主張を追加して掲載しています。

書籍の配布によって煽動されたヘイトスピーチ

裁判の被告であるフジ並びに会長による資料等配布行為によって、特定の人種、民族、国籍に係わる属性を有する集団に対する差別的意識が煽動されていったことを、公刊物である呉善花『虚言と虚飾の国・韓国』(2012年、ワック)の被告らによる配布と、それに関連して書かれた従業員の感想文を紹介することで明らかにします。

2013年、同書がフジの全社員（パート、関連会社社員を含む）千人以上に配布されました。そして、5月23日の配付資料には次のような、同書を読んだ従業員による感想文が掲載されています。

①「韓国は・・日本に対して何をしても良いくらいの勢いで、プレーしてきます。低次元の民族性にほとほと悲しくなります。私にも韓国人の友人はいますが、非を認めず、自己中心的な考え方で、ごめんなさい（謝罪）をした記憶があまりありません。」

②「目的を達成するにはある程度の嘘も良いの国民性など、本当にかわいそうに感じます」

③「韓国も嫌いな国ですが、韓国の反日は中国の体制維持目的ではなく、コンプレックスからの侮日です。ある意味韓国の方が俗っぽいレベルで、感情的に許せない」「最低な国家・人間集団」「在日の方々は・・日本に帰化した方が正しい選択」「民主国家とは名ばかり」

④「中国人の感性には中国人、韓国人の完成には韓国人でないと日本人の感覚では計り知れない部分が多くあると思います。何と言っても相手はまともに会話や常識で歩み寄ったり出来るレベルの相手ではない」

①～③は、いずれもフジ社員が、直属の上司もしくは会長宛に送信したE-mailをプリントアウトして印刷配布したものです。また、④は同社某部署の業務予定表に同社社員が書き入れたものです。

『虚言と虚飾の国・韓国』なる書籍の内容そのものに踏み込んだ評価は、本稿の目的とは外れるので差し控えますが、韓国人作家によって、極めて偏った視点から韓国社会や国家をした内容であると推察されます。

社員感想文のヘイトスピーチ該当性

では、前記したフジ従業員による同書感想文が、ヘイトスピーチに該当することを確認していきます。

昨年6月3日に施行されたヘイトスピーチ解消法を運用するにあたり、同年12月に法務省人権擁護局は、同法第2条が定義するヘイトスピーチについて典型例を示したガイドラインを提示しました。なお同ガイドラインは一般には非公開となっているため、本稿の記述は複数の新聞記事の内容に依拠しておこないます。

ガイドラインによれば、解消法が定義するヘイトスピーチとは、「死ね」「殺せ」などの脅迫的言動、昆虫に例え、蔑称を用いるなどの著しい侮辱的言動、「日本から出ていけ」などの排除的言動を指します。

まず指摘したいのは、①～④の感想はいずれも、ヘイトスピーチのうち著しい侮辱的言動の類型に該当することです。

「低次元の民族性」(①)、「目的を達成するにはある程度の嘘も良いの

国民性など、本当にかわいそう」(②)、「最低な国家・人間集団」(③)、「まともに会話や常識で歩み寄ったり出来るレベルの相手ではない」(④)などの表現は、韓国人という属性をひとくくりにして否定的評価を加え、侮蔑の意思を表明するものであり、典型的な人種差別的表現です。また、「低次元」、「かわいそう」、「最低」等、殊更に強い表現を用いていることから、著しい侮辱であると評価できるものです。

さらに「感情的に許せない」(③)との表現は、韓国人という人種、民族、国籍に係わる属性を持つ集団全体に対する強い憎しみを表明するものであり、法務省ガイドラインが定義する、脅迫的言動の類型に該当するヘイトスピーチであるといえます。

書籍配布による差別扇動の「効果」

『虚言と虚飾の国・韓国』なる書籍をフジ並びに会長が配布したこと、紹介した感想文等の通り、多くの社員が韓国という国家だけでなく、韓国人全体に対する嫌悪、憎悪、侮蔑の感情を抱きました。このような効果があったことを根拠に、筆者は当該書籍の配布行為は差別の扇動、すなわちヘイトスピーチであると断定します（そのような意味で、当該書籍もまたヘイトスピーチ書籍であると断定してもよいのではないかどうか）。このことだけでも、東証一部上場を果たし、社会的責任を有する企業、あるいはその創業者である代表取締役会長としてあるまじき行為として強く非難されて当然であると考えます。

そのことに加え、更に筆者が悪質であると考えるのは、フジ並びに会長は、社員が当該書籍を読んだ感想のなかから、前述したとおりのヘイトスピーチに該当する表現を敢えて抜き出して複写し、不特定又は多数の社員が読むことができるような状態で配布していることです。

書籍を配布しただけでは、それを読んだ社員の内心にわき起こった差別的感情は、原告を含めて誰も直接的に知ることはできません。しかし、フジ並びに会長は、感想文等を配布することで、社員が抱いた差別的感情を、不特定又は多数の社員が読むことができるようになっています。す

なわちヘイトスピーチを繰り返しているのです。また、二度目のヘイトスピーチは、原告にとって赤の他人である呉善花氏ではなく、会社の同僚という身近な人物たちによっておこなわれています。このことで、原告は一層酷い精神的被害を受け、その結果、在日コリアンである原告の就労環境は著しく悪化しました。ヘイトスピーチ以外の何ものでもありません。

同時に、フジ並びに会長によるヘイトスピーチは、密接で閉鎖的な人間関係が生じる職場内でおこなわれています。そして使用者対労働者という不均等な権力関係のなか、構造的に上から下に向けておこなわれたヘイトスピーチでもあります。このことから、極めて悪質なレイシャルハラスメント（人種、民族、国籍等の属性に係わり不快を感じる不適切な言動、それらが放置され常態化することで形成される就労環境）なのです。

フジ社内でおこなわれたヘイトスピーチについて、6月29日に提出した原告側準備書面が指摘しているのは、今回紹介した書籍配布に係わるものだけではありません。更に悪質で、脅迫性、侮辱性、そして排除的性質の強いヘイトスピーチが数多くなされています。それらについて、次号以降の本誌において更に紹介していきます。

第6回口頭弁論後の支援者集会参加者からのメッセージ



口頭弁論期日後におこなわれた支援者集会

○今回は発言もさせていただきありがとうございました。「歴史修正主義との闘い」が本当に重要だと思います。原告さんの闘いと連帯して私もがんばります！相可 文代（子どもたちに渡すな！あぶない教科書 大阪の会）

○生活の糧を得る場での会社の組織ぐるみとも言えるようなヘイトスピーチにさらされる。考えただけで、ぞっとなります。これに屈することは“逃げ出したら、目をつぶったら”と自分だったら誘惑に負けていたかも…と思います。そうした勇気ある原告さんに励まして微力ながら自分も役立てれば、うれしいと思っています。これからもせめて傍聴ぐらいは続けたいと思いました

○今後共、原告女性に弁護士の先生に頑張っていただく事を願っています。今日は寺木先生がお見えになって心強いと思いました

○私は今、20代前半で、おそらく今回の裁判を傍聴した中で一番若い参加者だと思いま

す。そのため、今回の裁判を傍聴した若者として感想を述べたいと思います。私も原告の方と同じく、在日韓国人というルーツであり、また、原告の方と同じように周囲の人間が右よりにかたよった発言や衝動に接することが今までに多々ありました。悲観的な気持ちや劣等感をそのたび抱いてきました。私は今の若い人は主觀的ですが、昔より人権や文化などに考えること、また、その機会が減っていると思います。その中で、ヘイト発言などがインターネットの普及などで目にすることが多くなり、今の若者がそのような発言に流されていることを怖く感じています。今回の原告の方の会での主張を聞いて、自分も自分の将来のために自分の意思を述べ、少しでも差別に闘っていけたらと思いました

○今日の原告の方のお話はよくわかりました。本質について知ってほしい。いつかたくさんの人々に。というのは大切だと感じた。考えないまま、行動をさし出すというのもまさにそうだと共感します。きっと多くの人がそれがかんたんすぎて考えない人間になっているのが、本当に恐いです。この国が崩壊し

てしまつていいけど、すべての子どもたちのためにも、人との権利を守る国として存在して欲しいと思う

告の方の勇気に尊厳のおもいです。自分の周りに、少しでも伝えていけるよう、今日のお話を自分の中で考えたいと思います

○幅広い運動として、取り組んでいきたいと感じることができた。少しでも多くの人に裁判を知ってもらいこの右傾化に歯止めをかける必要性を改めて思いました

○今井被告のヘイト文書配布の理由(言い訳)を聞き、企業とその役員の一体となった労働者への思想統制と人権無視に怒りをおぼえています。自らの民族や存在を全否定する会社や会社役員の存在が働く者にとってどれだけの脅威になるかの想像力が全くないのでしょうね。ヘイトハラスメント裁判の紹介記事を兵庫の人権協会ニュースに書きましたので又メール送付させていただきます(小西 和浩)

○この裁判は他人事ではありません。非力ですが最後まで支援する側に居させて頂きたいと思います

○今井会長の手前勝手な理屈で全社員、家族の意識まで変えようとする。本当に恐ろしいことです。日々、闘っておられて原告女性は本当にしんどいと思います。微力ですが、いつも共にありたいと思っております

○訴え裁判を続ける中、同じ職場で働いていらっしゃることは大変ですね。でもよくかんばって闘っていらっしゃる。そのまっすぐな姿に支援の輪が広がっています。どうかお体に気をつけて来年はまっとうな判決を勝ちとりましょう。これを個人の問題ではなく、未来の多くの人々に実態を知らせ他の道を示す希望につながるものとして提訴されたとのお話とても共感・納得。しっかり支援を広げたいと思います

○「日の丸・君が代」強制・不起立処分撤回も裁判で争っていますが、残念ながら減額処分(1件大阪地裁・1件高裁)・再任用拒否(地裁)の3件が敗訴となっています。地裁では、中垣内裁判長、後任の内藤裁判長の判決は府・豊中市の「思想・良心の自由」「信教の自由」等の侵害を容認するものであり、栗本最高裁での同種の裁判での原告勝訴・処分取消の判決と比べて反動性が極だったものです。しかし、スキ間を見つけ少しでも拡大し、前進していくために今後の裁判傍聴を継続していく決意です。ともに頑張りましょう(「日の丸・君が代」強制反対・大阪ネット事務局長 山田光一)

○傍聴抽選の時の裁判所の対応は本当にマンガチックだった。法廷には余裕があり希望者全員を入れるべきだ。韓国の裁判には何回も参加しているが、立見OK入れ替りもOKである。形式優先の日本の司法の限界がこれだけでも見えてしまう。なきないかぎりである。尚、韓国の法廷では原告・被告の代理人は日本の様に対面式ではなく、横並び式である。「日本の常識は世界の非常式がまかり通る情勢、状況のんか、この裁判の重要性がますます高まっていると思う。(準備書面「在日コリアンの歴史」をぜひ読みたい)

○本当にこの問題を考えなくてはいけないのは、流されている私(たち)弱い立場におかれている者であると訴えてくださった原告の方の言葉が心に残りました。一番危険なのは、あきらめ、流されていく道を選択していくこと。それも知らず知らずに一。事実にもとづいてしっかり考えていく。自分のまわりの人

○学生です。研究室の先輩からこの裁判の話を聞き、はじめて参加しました。自分の将来働く企業でこんなことがおこったら、自分はどう感じるだろう。原告の方のように声をあげることができるのだろうか、と考えると原

にまず、このフジ住宅でのことを知ってもらうよう私なりにやっていきたいです

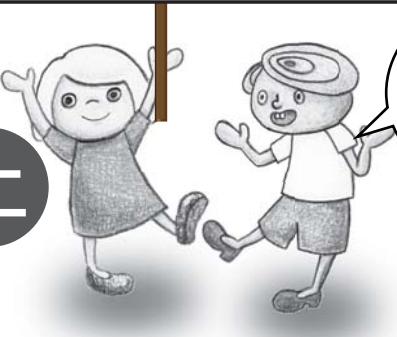
○流れに逆らうことは大変なことだけど、今こそ自分のできる場所で、できる方法でやらないといけないと痛感させられました。これからも参加して、回りに伝えたいと思います



支援者集会で発言する原告

ヘイトハラスメント裁判を支える会 総会 学習＆交流集会

8月19日土
午後2時～



第2弾
やで♪

集会参加費 500円 交流会参加費 2000円

- 集会は参加申し込み不要
- 交流会参加費は食べ物のみ。アルコール、ソフトドリンクは会場で販売します
- 交流会のみ、料理・飲み物を準備する都合、あらかじめ、チラシ下部記載の事務局まで、前日までにお申し込みください

学習会

レイシャルハラスメントについて(仮)

講師：金明秀さん（関西学院大学教授）



会場 つるはし交流ひろば「ぱだん」



住所：大阪市生野区鶴橋 2-15-28

JR大阪環状線・近鉄・大阪市営地下鉄「鶴橋駅」より約600m
生野コリアタウンまで約300m

当日のスケジュール

- 14時～ ヘイトハラスメント裁判を支える会総会
- 14時40分～ 学習会
- 16時20分～ 各団体、個人からの報告
- 17時 総会・集会終了
- 17時30分～ 交流会

当日、12時より生野区鶴橋周辺で、署名、
街宣、チラシ配布をおこないます。是非ご協力を
お願いします。ご参加頂ける方は11時30分に
「ぱだん」までお越しください！